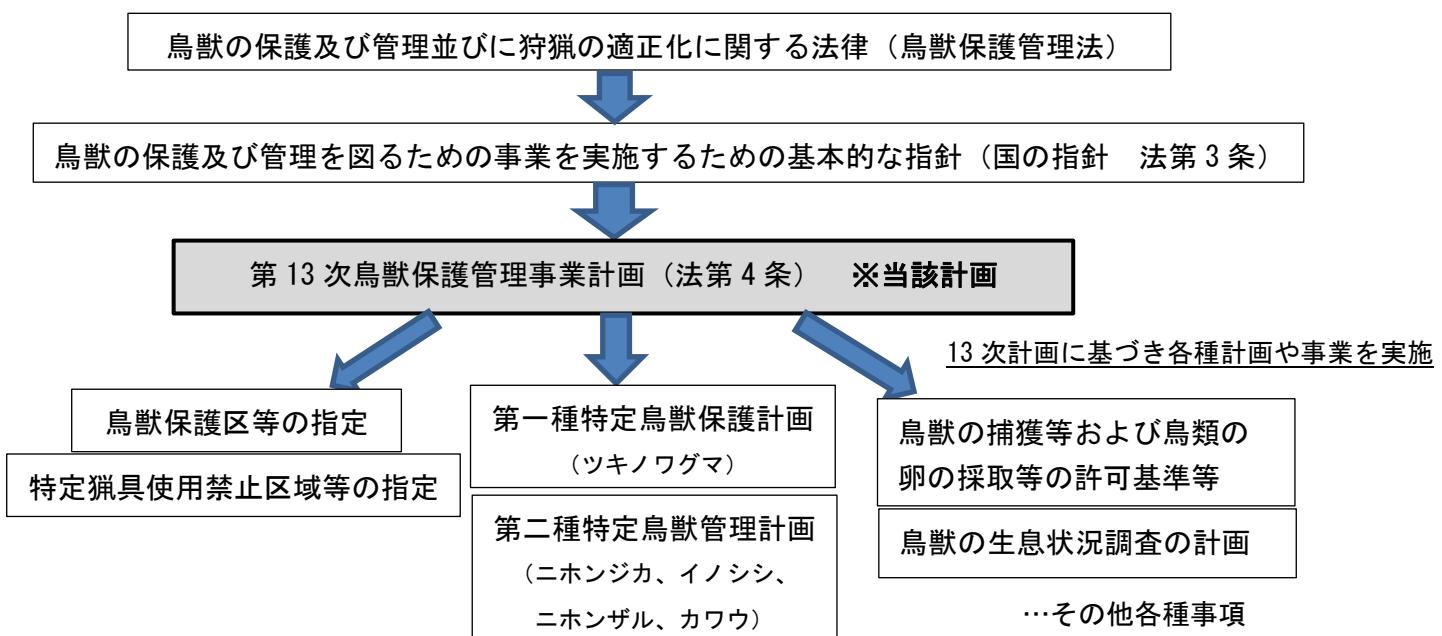


第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

1. 計画の概要

- 鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、都道府県知事が各地域の事情を勘案して定めるもので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を目的とした鳥獣保護・管理行政の基幹を担う計画である。
- 第12次鳥獣保護管理事業計画の期間が、令和4年3月31日をもって終了することに伴い、5年間の次期計画（第13次鳥獣保護管理事業計画）を策定するもの。
- 本計画は、環境大臣が定める基本指針に即した形で、全国一斉に策定される。なお、基本指針は令和3年10月26日に告示された。



2. 現状と課題

全国的に人口減少・高齢化が進行し、中山間地域を中心に社会活動が縮小していく中で、滋賀県でも特定の鳥獣による生活環境、農林水産業および生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、従来の狩猟に伴う危険の防止や鳥獣の保護に重点をおいた施策に加えて、生息数が著しく増加し、生息地が拡大している鳥獣については、積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導するための「鳥獣の管理」のための施策を強化している。

鳥獣保護区の設定や危険の予防のための特定猟具使用禁止区域等の各種区域についても地域の実情等を鑑み、従来通り、更新や新規指定等の運用を行っている。

また、全国・滋賀県ともに近年では、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の発生や、鳥獣の誤認捕獲の増加、鳥獣保護管理の担い手の確保等も課題となっている。特に、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の感染症への対応が課題となっており、各種関係機関と連携した調査・監視体制の整備や普及啓発を行う必要がある。

3. 各項目の主な内容と変更点

はじめに

SDGsやMLGs（マザーレイクゴールズ）の内容を踏まえ、当該計画策定の背景を記載。

第1 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

第2 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項 (P2～)

鳥獣保護区等についての指定方針や指定計画、指定内訳について記載。

- ・県指定鳥獣保護区 … 45区域 (99,692ha)
- ・特別保護地区 … 14区域 (1,393ha)
- ・休猟区 … 指定なし

第3 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項 (P12)

平成22年度まではキジ・ヤマドリの放鳥を行っていたが、現在では人工増殖や放鳥獣の実施計画はない。

第4 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 (P13～)

鳥獣の捕獲許可に関して許可の基準等について記載。

【変更点】

- ・近年、豚熱の発生が懸念されるため、捕獲作業等の際に防疫措置を行うこと、被害防止目的で捕獲された外来鳥獣の放鳥獣を行わないことを、国の指針に従って追加。 (P30)

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項 (P33)

特定猟具使用禁止区域等について指定方針や指定計画、指定内訳を記載。

- ・特定猟具使用禁止区域 銃猟 … 134区域 22,981ha
わな猟 … 1区域 10ha
- ・猟区 … 1区域 1003ha

第6 特定計画の作成に関する事項（第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画）

(P40～)

各種特定計画の対象や策定計画の方針についての記載。

- ・第一種特定鳥獣保護計画 … ツキノワグマ（計画期間 平成30年4月～令和5年3月）
- ・第二種特定鳥獣管理計画 … ニホンジカ（計画予定期間 令和4年4月～令和9年3月）
イノシシ（計画予定期間 令和4年4月～令和9年3月）
ニホンザル（計画期間 平成31年4月～令和6年3月）
カワウ（計画期間 平成30年4月～令和5年3月）

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 (P43～)

鳥獣の生体に関する調査や鳥獣の捕獲等情報に関する調査など、県の施策の中で毎年行っている調査の方針について記載。

- ・鳥類生息環境調査（鳥類64種、獣類5種）
- ・第二種特定鳥獣管理計画モニタリング調査（ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ）
- ・第一種特定鳥獣保護計画モニタリング調査（ツキノワグマ）
- ・カワウ総合調査（カワウ）
- ・ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査（琵琶湖付近に生息する鳥類）

第8 鳥獣の保護管理事業の実施体制の整備に関する事項 (P46～)

鳥獣行政担当職員や鳥獣巡視員の配置や活動に関する計画、鳥獣の保護および管理の担い手、狩猟者の確保・育成に関する方針について記載。

【変更点】

- ・鳥獣保護管理員については、当県では鳥獣巡視員（有償ボランティア）として運用している。 (P47)
- 鳥獣巡視員…59名

第9 その他 (P51～)

傷病鳥獣への対応、感染症への対応事項、鳥獣の保護および管理の普及啓発に関する方針について記載。

【変更点】

- ・傷病鳥獣救護体制についてフローチャートを現状の体制に即したものに修正。(P53)
- ・国の指針において各種感染症対策の対応方針について記載が追加・修正されており、特に豚熱については新たに対応方針が明記されたため、それに伴い、野生イノシシ捕獲等の際に防疫措置を行うことや接触防止対策を行うことを追記。 (P54)
- ・その他、ICT化の一環として普及啓発にウェブサイトを活用することや、猟犬の適正な管理を促す内容を追記。 (P58)

○その他、各種項目において国の指針に合わせた語句の修正や、現状に即した形で修正を実施。